

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和7年10月27日 (第1回)
目標年度	令和13年度
市町村名 (市町村コード)	津市 (242012)
地域名 (地域内農業集落名)	黒田地区 (三行、北黒田、赤部、浜田、高佐、南黒田)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	194.5 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	192.9 ha
② 田の面積	184.2 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	8.7 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	6 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考) 区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

担い手が不足する地域では、農作業を集落営農組織に委託するなどして対応している。山間部は、獣害防止対策として地域で電柵を張り、追い払いに積極的に取り組んでいる。
集落の個人農業者は高齢化し後継者不足であり、農地や水路の維持管理が課題となっている。持続的に農地を維持していくためには、地域ぐるみでの農地の管理が必要である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・現在行っている水稻の生産を続けていく。
・一部の担い手によりマコモダケが栽培されており、特産物化に取り組んでいく。
・農地の集積・集約化を行っていくことで、担い手の作業効率化を図る。
・水路や農道の管理を農地所有者と耕作者が共同で行い、耕作可能な状態を維持していく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
仮に担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、地域で新たな担い手を探し、中間管理機構を通じて新たな受け手への付け替えを進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	26.3	%	将来の目標とする集積率
			93.1 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
農地の集積を行っている担い手の可能な範囲で、現在集積している担い手に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を図る。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
貸付けの意向が確認された農地は、農地所有者の意向を確認した上で、現在集積している担い手に集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方法
仮に担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、地域計画を見直し、農地中間管理機構を通じて別の担い手への貸付けを行い、経営農地の集約化を目指していく。
(3)基盤整備事業への取組
水路・農道の管理は農地所有者及び耕作者が共同で行っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
市、県、JAと相談体制を確立し、認定農業者や新規就農者の確保に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組
今後、農業者が病気等で一時的に作付けや稲刈り等の作業が困難な場合、農業協同組合に作業の一部を委託することも検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	
【選択した上記の取組内容】				
① 鳥獣被害防止対策の取組方針: 獣害の捕獲、追い払いに積極的に取り組んでいく。				
② 有機・減農薬・現肥料の取組方針: 化学肥料や化学合成農薬の使用を減らし、安全で安心な米の栽培に取り組んでいく。				
③ スマート農業の取組方針: スマート農業の導入により、人材不足の状況下でも効率的に業務ができるように取り組んでいく。				
⑤ 果樹等の取組方針: 果樹の生産効率の向上に努める。				
⑦ 保全・管理等の取組方針: 水路・農道等の管理を農地所有者と耕作者が共同で行い、耕作可能な状態を維持し、農地を保全管理していく。				
⑧ 農業用施設の取組方針: 今後も引き続き農業用施設を使っていく(施設用地面積16,164㎡)。				

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度: 令和 13 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	担い手A	水稻	15 ha	ha	水稻	15 ha	ha	A	
認農	担い手B	水稻	10.7 ha	ha	水稻	10.7 ha	ha	B	
認農	担い手C	水稻	10 ha	ha	水稻	10 ha	ha	C	
認農	担い手D	水稻	8.7 ha	ha	水稻	8.7 ha	ha	D	
認農	担い手E	水稻+野菜	2.7 ha	ha	水稻+野菜	2.7 ha	ha	E	
認農	担い手F	水稻+果樹	1.5 ha	ha	水稻+果樹	1.5 ha	ha	F	
認農	担い手G	水稻	1.3 ha	ha	水稻	1.3 ha	ha	G	
認就	担い手H	水稻	0.6 ha	ha	水稻	0.6 ha	ha	H	
認農	担い手I	野菜	0.2 ha	ha	野菜	0.2 ha	ha	I	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	9経営体		50.7 ha	0 ha		50.7 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業体(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 目標地図(別添のとおり)